

社会福祉法人 千周会

理事等における報酬及び交通費に関する規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人千周会（以下、「当法人」という。）の定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任解任委員会の外部委員並びに第三者委員の報酬、交通費等について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規定において定款の定めにより選任された理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会並びに第三者委員とは、定款の定めにより選任された理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに理事長の委嘱により承諾を受けた第三者委員をいう。

第二章 報酬及び交通費

(報酬及び交通費)

第3条 特に限定しない限り、役員等、評議員及び評議員選任・解任委員会の報酬及び交通費の支給とする対象は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、第三者委員として利用者等からの苦情相談の立ち合いとして必要とされた場合の職務、研修会への出席に対するものとする。但し、同日に行われる上記の会議等に出席した場合は1回のみ報酬額を支払うこととする。

(2) 第1項の規定にかかわらず、理事長の要請によるものも支給の対象とする。

(3) 報酬及び交通費支給要件の確認については、書面による出欠の回答等をもってこれに充てる。

(4) 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬及び交通費は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員の給与が支払われない場合においては、別表1（非常勤役員等の報酬）に準じて支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬額については、第3条によるものの出席の他、役員等、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員、第三者委員の業務内容に定めるものとし、別表1のとおり支給する。

(支払日)

第5条 役員等、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに第三者委員の報酬及び交通費は、支給事由が発生する都度支払う。

(報酬及び交通費の改定)

第6条 役員等、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに第三者委員の報酬及び交通費は、当法人の業績や経営内容、社会情勢等を考慮し、見直しを行うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は令和2年3月28日より施行する。

次にかかげる規程は、廃止する。

(1) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定(平成29年4月1日施行)

この規定は令和5年3月28日より施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(評議員)

	日額 (交通費含)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(理事)

	日額 (交通費含)
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(監事)

	日額 (交通費含)
監事監査・理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(評議員選任解任委員、第三者委員等)

	日額 (交通費含)
委員会、研修等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

※支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額を支給する。

※常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬及び交通費は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員の給与が支払われない場合においては、別表 1 (非常勤役員等の報酬) に準じて支給する。